|  |
| --- |
| **小児期からの生活習慣病等対策にかかる啓発媒体作成・企画運営業務に係る企画提案公募要領** |

　大阪府では、胎児期から高齢期に至るまで人の生涯を経時的に捉えた健康づくり（ライフコースアプローチ）を進めており、今年度から、新たに小児家族性高コレステロール血症（FH）の早期発見による疾患の予防や、小児期からの生活習慣病等対策を進めることを目的とした事業を実施します。

　このうち、啓発媒体作成及び企画運営業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

**１　事業名（又は業務名）**

　小児期からの生活習慣病等対策にかかる啓発媒体作成・企画運営業務

(1) 業務の趣旨・目的

大阪府が設定するモデル地域において、小学校健診等を利用し、小学校高学年の児童に対し、生活習慣病等対策にかかる普及啓発を図るとともに、小児家族性高コレステロール血症(FH)や肥満等の生活習慣病のリスクが高いと考えられる児童に対しては、かかりつけ医の受診を促します。

また、かかりつけ医においては、小児家族性高コレステロール血症(FH)や肥満の疑い等のある児童に必要な検査等を行い、専門病院での治療につなげます。

 (2) 業務概要

　　本業務では、上記目的及び次の内容を踏まえ、企画、提案することとします。

（主な業務）

○学校現場における啓発資材等の作成

○医療機関や薬局等での啓発及び研修の実施

・医療機関や薬局等での掲示物の制作

・医師向け小児期からの生活習慣病等の対策マニュアルの制作

・医療機関や薬局等向け研修会の実施

(3) 委託上限額

4,966千円（税込）

**２　スケジュール**

　令和６年７月４日（木） 公募開始

令和６年７月11日（木） 説明会開催

令和６年７月18日（木） 質問受付締切

令和６年７月23日（火）までに 質問への回答

令和６年８月２日（金） 提案書類受付締切

令和６年８月８日（木） 選定委員会（プレゼンテーション審査）

令和６年８月中旬 選定結果の通知

**３　公募参加資格**

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

ク　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2)　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

 (3)　府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4)　府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近

１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5)　消費税及び地方消費税を完納していること。

(6)　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7)　次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和

２年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入札参

加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ　暴力団排除措置規則第９条第１項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ　暴力団排除措置規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者

(8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

**４　応募の手続き**

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「３　公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1)　公募要領の配布及び応募書類の受付

　ア　配布期間

　　　　令和６年７月４日（木）から令和６年８月２日（金）まで

　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで）

　 イ　配布場所及び受付場所

　　　　大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課企画・データヘルス推進グループ

　　　　住　　所：大阪市中央区大手前２丁目大阪府庁本館６階

　　　　電話番号：06-6944-6029

ウ　配布方法

　　 　上記「イ　配布場所及び受付場所」で配布するほか、健康づくり課ホームページ

（https://www.pref.osaka.lg.jp/o100070/kenkozukuri/shoni-fh/index.html）からダウンロードできます。（郵送による配布は行いません。）

エ　受付期間

　　　　令和６年７月４日（木）から令和６年８月２日（金）まで

　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで）

　 オ　提出方法

　　 　書類は必ず受付場所に持参してください。（郵送による提出は認めません。）

カ　費用の負担

　 　応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア　応募申込書（様式１：正本１部、副本９部）

　 イ 企画提案書（様式２：正本１部、副本９部）

　　　　※企画提案書を補足する資料については、様式自由。

ただし、書面以外（音源や動画等）を提案資料に添付しないこと。

　 ウ　応募金額提案書（様式３：正本１部、副本９部）

　 エ　事業実績申告書（様式４：正本１部、副本９部）

※過去（公募開始日以前３年以内）に実施した類似のプロモーション事業の実績に関し、本業

務へ活用できる関連性を記載してください。特に実績が無い場合は、その旨を記載し提出し

てください。

　 オ　共同企業体で参加の場合

1. 共同企業体届出書（様式５：１部）
2. 共同企業体協定書（写し）（様式６：１部）
3. 委任状（様式７：１部）

④　使用印鑑届（様式８：１部）

カ　誓約書（参加資格関係）（様式９：１部）

キ　定款又は寄付行為の写し（原本証明してください。）

ク　①法人登記簿謄本（１部）

・法人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

　②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

　　 　③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

　 ケ　納税証明書（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

　　　　　・府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

　　　 ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

　 コ　財務諸表の写し（最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）

①貸借対照表

　　　 ②損益計算書

　　　 ③株主資本等変動計算書

サ　障害者雇用状況報告書の写し

　　　 ①　常用雇用労働者総数が43.5人以上の事業所の場合

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が43.5人以上）に義務化されている｢障害者雇用状況報告書（国様式第６号）｣の写し

　　　・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの

　　　（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）

　　　 ②　常用雇用労働者総数が43.5人未満の事業所の場合

　　　　・「障がい者の雇用状況について」（様式10：1部）

 (3)　応募書類の部数

①　正本１部

・(2)に記載する書類全てを提出してください。

・共同企業体での参加の場合、カ～サについては、全ての構成員分の提出をお願いします。

②　副本９部

・(2)に記載する書類のうち、ア～エの書類を提出してください。

・副本については、書面審査に用いるため、記名・押印をしないでください。また、提案者及び提案者名が特定できる情報（代表者、社章、所在地、電話番号、社員の情報等）を黒塗りする等して、提出してください。

③　電子媒体　１部

　・(2)に記載する書類のうち、ア～エの電子媒体を提出してください。また、イ～エについては、記名・押印をしていない電子媒体を提出してください。DVD-R又は電子メール(メールアドレス：kenkodukuri-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp)により提出することとし、電子メールの場合は、受付期間内に電話（電話番号：06-6944-6029）で受信確認をお願いします。

(4) 応募書類の返却

　　 応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

　　 なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(5) 応募書類の不備

　　 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(6) その他

　 ア　応募は１者１提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

　　イ　応募書類はカラーとモノクロ（白黒）のどちらも可とします。

　　ウ　応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ１セットずつＡ４ファイルに綴って提出してください。

　　エ　表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

　　＜記入例＞「小児期からの生活習慣病等対策にかかる啓発媒体作成・企画運営業務」提案書

　　　　　　　　　株式会社○○（法人名）

　　オ　書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

　　カ　提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

**５　説明会**

　(1) 開催日時

　　　令和６年７月11日（木）午後２時から３時まで

　(2) 開催場所

　　　TeamsのWeb会議機能を使ったオンライン説明会

　(3) 申込方法

　　・参加希望者は、「件名」の始めに

「【小児期からの生活習慣病等対策にかかる啓発媒体作成・企画運営業務説明会申込】」と

明記して、電子メール(kenkodukuri-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp)でお申し込みください。

・メール本文に、（法人の場合は）法人名、参加者職氏名、連絡先、参加人数を記入してください。

　　　　※口頭又は電話による申し込みは受け付けません。

 (4) 説明会への申込期限

　　　令和６年７月10日（水）正午まで

**６　質問の受付**

(1)　受付期間

公募開始日から令和６年７月18日（木）午後５時まで

(2)　提出方法

　 　電子メール（kenkodukuri-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

　　ア　電子メール送信後、必ず電話で受信の確認をお願いします。

　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで）

イ　質問への回答は健康づくり課ホームページ

（https://www.pref.osaka.lg.jp/o100070/kenkozukuri/shoni-fh/index.html）に掲示し、個別には回答しません。

**７　審査の方法**

(1) 審査方法

　ア　(4)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とします。

イ　審査は、プレゼンテーション審査にて行います。ただし、応募が６者を超えた場合には、一次審査として書類審査を実施します。一次審査の結果、上位６者に対し、二次審査としてプレゼンテーション審査を実施いたします。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。　　プレゼンテーション審査にはプロジェクター等の機材は持込できませんのでご了承ください。

ウ　最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

 　エ　最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査結果

　ア　契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を健康づくり課ホームページ

（https://www.pref.osaka.lg.jp/o100070/kenkozukuri/shoni-fh/index.html）において公表します。

応募者が２者であった場合の次点者の得点は公表しません。

1. 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

＊品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称　＊申込順

③ 全提案事業者の評価点　＊得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由　＊講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

 ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(3) 審査対象からの除外（失格事由）

　　　次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

　　ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

　　イ　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

　　ウ　事業者選定終了までの間に他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

　　エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

　オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 審査基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 審 査 項 目 | 審 査 内 容 | 配点 | 小計 |
| 事業全体 | ・学校や家庭において小児期からの健康づくりが実践されるためのプロモーション戦略案は、小児期からの健康づくりの行動変容に十分な内容か。・啓発資材等はこどもだけでなく親世代に訴求する内容か。 | 15点 | 25点 |
| ・次年度以降にモデル事業を府全域に展開することを目指す観点から、市町村の主体的な参画を期待でき、チャレンジングで話題性につながる計画か。 | 10点 |
| 周知方法 | ≪啓発媒体の配布から受診勧奨までの実施スキーム≫・回答入力フォームへの回答率の向上策は十分か。 | 10点 | 35点 |
| ・特に、健康リテラシーの低い層が必要性を理解し、回答入力フォームへの回答率が高まる勧奨方法か。 | ５点 |
| 受診勧奨 | ≪調査回答から抽出した児童に対して受診勧奨するスキーム≫・受診勧奨された児童の受診率の向上策は十分か。 | 10点 |
| 受診状況の把握 | ≪受診勧奨した児童の受診結果に関する入力数を増やすスキーム≫・回答入力漏れを防ぐことができるスキームで、実現可能性が高いか。・受診した児童に対する受診結果の回答入力率の向上策は十分か。 | 10点 |
| 医療機関向け啓発等 | ・医療機関での啓発は小児期からの健康づくりの意識が高まるものか。・対策マニュアルの骨子は事業の趣旨を十分に反映したものか。 | 10点 | 10点 |
| 業務遂行能力 | ・業務を適正かつ確実に実施する体制及び能力等を有するか。・事業全体のスケジュールが妥当か。 | 12点 | 12点 |
| 業務実績 | ・過去（５年以内）の類似事業の実績が豊富か。 | 5点 | 5点 |
| 障がい者雇用 | ・常用労働者43.5人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または常用労働者43.5人未満の場合、１人以上障がい者を雇用しているかどうか。 | 3点 | 3点 |
| 価格点 | 価格点の算定式満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 | 10点 | 10点 |
| 合　　　　計 | 100点 |

**８　契約手続きについて**

(1)　契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

　(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第８条第１項に規定する誓約書（様式11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4)　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間におい

て、暴力団排除措置規則第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

（5）　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ　府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受

けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア　国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額によ

る。

イ　政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の８割に相当する金額による。

ウ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。

この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7)　(6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の５以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない｡

イ　大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第３号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の７割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ　大阪府財務規則第68条第６号に該当する場合。

**９　その他**

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。